

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の変更について

1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の概要

「農業経営基盤強化促進法」に基づき、都道府県知事が策定する、効率的かつ安定的な農業経営の育成を推進するための方針（本県策定 H5. 12、最終変更 R2. 11）

<内容>

- ①農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向
- ②効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標
- ③新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標
- ④効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標 等

2 今回の基本方針変更の趣旨等

(1) 変更の趣旨

①農業経営基盤強化促進法の改正（R5年4月施行）により、基本方針に記載すべき内容として

- ・農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項
 - ・農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
- が追加されたことに対応するもの。

- i 第4に、県（農業経営課）が農業経営・就農支援センターを整備し、県農林水産公社（県青年等就農センター→県就農サポートセンター）と、県農業会議（とやま農業経営総合サポートセンター→県農業経営サポートセンター）を相談窓口として、就農から定着、経営発展までのサポートを一貫して行うことを記載
- ii 第5に、地域計画（旧人・農地プラン）の話し合いなどで、集団化・連担化を図ることなどを記載
- iii 第6に、農用地利用集積計画による利用権設定を廃止し、農地中間管理機構による農用地利用配分計画に統合したことでの修正

②農業・農村振興計画の策定（R4年3月）に伴い、記述及び数値目標等を変更するもの。

- i 第1の目標年を令和13年に設定：令和8年→令和13年
- ii 第5の農用地の利用集積目標：90%→80%
- iii 第5の農業法人経営体数の目標：790経営体→880経営体
- iv 第2の農業・農村振興の基本方針を計画に合わせて記述修正
- v 多様な人材の確保、集落営農の活性化、農業者・農業高校生向け研修等の記述の追加

(2) その他

記載漏れの記述等を追加、修正。

3 策定スケジュール

令和5年4月1日	改正農業経営基盤強化促進法の施行
6月16日まで	農政審議会書面会議及び各市町村、中央会、農業会議へ照会
6月30日まで	基本方針の策定および公表（改正法施行日から3箇月以内）
9月30日まで	市町村の基本構想の策定（改正法施行日から6箇月以内）